

## 審決取消請求事件

[平成27年11月24日判決（知財高裁）平成27年（行ケ）第10026号](#)

キーワード：サポート要件

担当 弁理士 出口隆弘

### 1. 事案の概要

発明の名称を「回転角検出装置」とする特許権に対して原告が無効審判を請求し、特許権者である被告がこれに応じて訂正請求をした。そして、特許庁において当該訂正が認められるとともに原告の請求は不成立と審決されたため、原告が審決取消訴訟を提起した。

### 2. 結論

審決取消

### 3. 本件特許

発明の名称：回転角検出装置

登録番号：3438692号

出願日：平成12年1月28日

登録日：平成15年6月13日

### 4. 本件特許発明（訂正発明1、下線は訂正部分）

「金属製の本体ハウジングと、  
この本体ハウジング側に設けられて被検出物の回転に応じて回転する磁石と、  
前記本体ハウジングの開口部を覆い前記本体ハウジングより熱膨張率が大きい樹脂製で縦長形状のカバーと、  
このカバー側に固定された磁気検出素子とを備え、  
前記磁石と前記磁気検出素子との間にはエアギャップが形成され、  
前記磁石の回転によって変化する前記磁気検出素子の出力信号に基づいて前記被検出物の回転角を検出する回転角検出装置において、  
前記磁気検出素子は、その磁気検出方向と前記カバーの長手方向が直交するように配置されていることを特徴とする回転角検出装置。」

### 5. 争点

サポート要件違反の判断の誤り

## 6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

### （1）訂正発明に係る特許請求の範囲について

訂正発明1の特許請求の範囲は、（略）、磁気検出素子の位置について「縦長形状のカバー」側に固定されていることは特定されているものの、この磁気検出素子がカバーのどの位置に固定されるかは特定されておらず、磁気検出素子がカバー側の任意の位置に固定されること、又は、磁気検出素子が固定されたステータコアがカバー側の任意の位置に成形されることを包含するものである。また、「カバー」について、金属製の「本体ハウジングの開口部を覆い前記本体ハウジングより熱膨張率が大きい樹脂製で縦長形状」であることの特定はあるが、カバーの形状、厚み等についての特定はなく、均一な平板でないものや、凸凹があるもの、左右対称でないもの等も包含するものである。

### （2）課題について

訂正明細書によれば、訂正発明1の課題は、カバーの熱変形による磁気検出素子の出力変動を小さく抑えることができ、回転角の検出精度を向上することができる回転角検出装置を提供することを目的とするものである。

上記によれば、A 樹脂製のカバーは、これを取り付ける金属製の本体ハウジングに比べて熱膨張率が大きいことにより、カバーの熱変形が生じ、本体ハウジングとの間に横（水平）方向の相対的な位置ずれが生じること（以下「横すべり」ともいう。）、B カバーが縦長形状に形成されているため、長手方向の熱変形量が大きく、Aの横すべりの長さ（伸び）は、短尺方向よりも長手方向が大きいこと、C Bの横すべりの結果、カバーに固定された磁気検出素子の位置がずれ、磁気検出素子と金属製の本体ハウジングに固定された磁石との間のエアギャップが変化すること（略）、D Cの位置ずれは、短尺方向よりも長手方向が大きいこと、が備われば、当業者は、訂正発明1の上記課題に直面し、これを理解できると解される。

（3）以上を前提として、当業者が、特許請求の範囲に記載された発明が、（略）当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるかどうかを検討する。

カバーの熱変形が生じ、本体ハウジングとの間に横方向の相対的な位置ずれ（横すべり）が生ずるとしても、短尺方向よりも長手方向に大きくずれるということ（上記B）が常に生ずるものではない。

カバーが均質組成の平板形状でなかったり、カバー内部の温度分布が均一でなかったり、熱膨張により3次的に変形したりする場合には、実証実験を行うなどして確認しない限り、縦長形状のカバーにおいて横すべりが生じるものとしたとしても、縦長形状のカバーの長手方向が短尺方向に比べて、熱変形量（伸び）が常に大きくなるともいえない。

カバー内部の温度分布を均一とするとともに、カバー自体が均質組成で、熱膨張により2次的に変形し、3次的変形量は無視できるものと仮定したとしても、（略）磁気検出素子をカバーの中心点（対角線の交点）に配置した場合には、磁気検出素子の位

置を起点として熱変形が生ずることとなるから、長手方向にも短尺方向にも位置ずれは生じないこととなる。

訂正発明1に係る特許請求の範囲には、前記のとおり、カバーにおける磁気検出素子の位置についての特定はない。

訂正発明1の特許請求の範囲の特定では、訂正発明1の前提とする課題である「熱変形により縦長形状のカバーの長手方向が短尺方向に比べて寸法変化（位置ずれ）が大きくなること」に直面するか否かが不明であり、結局、上記課題自体を有するものであるか不明である。

訂正発明1は、上記課題を認識し得ない構成を一般的に含むものであるから、発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲を超えたものであり、サポート要件を充足するものとはいえない。

以上